

(写し)

介養協第72号  
令和元年12月20日

厚生労働省人材開発統括官  
定塚由美子様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会  
会長 澤田 豊

### 離職者訓練制度の継続・恒久化等について(要望)

認知症や医療ニーズを併せ持つ要介護高齢者の増加や世帯構成の変化、障害者の社会参加への生活支援など国民の福祉・介護ニーズは益々拡大し介護人材の需要が増大する中で、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会(以下、「協会」という。)、及び協会会員の介護福祉士養成施設(以下、「養成校」という。)は、介護人材の中核的役割を果たすべく高い専門性と優れた資質を有する介護福祉士を継続的・安定的に社会に送り出すため、教育内容の充実を図るなど最大限の努力をしております。

しかしながら、少子化や他分野への人材の流出などもあり養成校の毎年の入学者の減少は顕著であります。協会の調査による令和元年度の養成校の入学者数は6,982人で、このうち離職者訓練委託による受入は765人で全入学生の11.0%となっております。入学者数は養成校の定員14,387人との比率(定員充足率)は48.5%ですが、離職者訓練委託による数を除くと定員比率は43.2%にすぎず、課程の廃止や募集停止を余儀なくされている養成校も少なくありません。

国は2025年に向けて介護人材にかかる需給推計では約38万人が不足するとされ、介護人材確保のため様々な施策を講じており、介護福祉士をその中核的役割を担う人材と位置付け質の向上を図るとされています。離職者訓練委託により受入れた方々についてもその役割を担う質の高い介護福祉士として養成(平成31年3月卒業生1,076人のうち、国家試験受験者数1,061人、合格者数1,042人、合格率98.2%。養成校全体の合格率は86.5%)し、評価を頂いているところで、下記の要望事項について積極的な対応をお願いするものです。

### 記

#### 1. 離職者訓練制度の継続・恒久化について

(1) この訓練(委託訓練)制度で学ぶ者は介護の専門性を理解し、学習意欲も極めて強く、社会人経験も豊かであることから、卒業(修了)者の殆どが取得した資格を生かし介護福祉士として就労しており、体系的な教育に基づき修得した知識・技術に培われた職業能力は就職先職場でも高い評価を得ているところであり、就労後の経験・研鑽を積むことでより優れた介護福祉士としての活躍が期待できることから、施設運営及び雇用政策の上でも欠かせないものであります。

(2) 高等学校卒業直後に入学した者にとって、社会人としての経験も豊かで、かつ、介護の専門性を理解する者とともに学ぶことが教育の質の向上に繋がっており、また、この制度を生かして卒業（修了）した多くの者が教育効果の反映として、今後も制度の継続及び恒久化を希望しています。

2. 平成31年1月「改正の委託訓練実施要領」に基づき強力な養成校への入学の奨励について

平成31年1月18日付で、「委託訓練実施要領」が改正(平成31年4月1日施行)され、「長期高度人材育成コース」のうち、介護福祉士及び保育士の養成課程を活用するコースでは、「概ね45歳未満のもの」、「長期間離職している女性等」の規制を取り外すこととされました。これに基づき、ハローワークの窓口では養成校への入学を強力に奨励するようご指導方お願いいたします。

3. 令和3年度までの卒業生の資格取得に係る対応について

上記「実施要領」では「訓練期間中に資格取得の受験を行う」とされているが、令和3年度までの養成校の卒業生は国家試験を受験せずとも5年間は介護福祉士資格が付与され、卒業後直ちに介護の職に就き5年間継続することによりその後も資格が保持されるとされていることとなっていますので、その適用も図られるよう通知連絡をお願いいたします。

－以上－